

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年1月5日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年1月26日から同年2月15日まで縦覧に供する。

平成22年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）岩鍋幹線上野地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）信末上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）出晴寺前地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）竹成中道地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）本庄上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）本庄下地区	〃